商品概要説明書

総合口座（普通貯金無利息型＜決済用＞）

（令和３年１０月１日現在適用中）

１．商 品 名	・総合口座（普通貯金無利息型）
２．ご利用いただける方	・個人のみ
３．期　間	・期間の定めはありません。
４．預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・随時預け入れできます。 ・１円以上 ・１円単位
５．払戻方法	・随時払い戻しできます。
６．利　息	・普通貯金は無利息となります。
７．手 数 料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当組合およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。 ・2021 年 10 月 1 日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。 なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
８．付加できる特約事項	・自動継続扱いの定期貯金を担保組入れすることにより、当座貸越をご利用できます。貸越限度額は、定期貯金残高の合計額の９０％（千円未満切捨て）、最高２００万円までご利用になれます。貸越利率は、定期貯金の利率に年０．５％上乗せした利率が適用されます。 ・キャッシュカードによりＡＴＭ等で入出金ができます。 ・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。 また、自動送金・集金のお取扱いもできます。
９．中途解約時の取扱い	－
１０．貯金保険制度（公的制度）	**・貯金保険制度により全額保護されます。**
１１．苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：０４８－５６１－６９１１）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。）

１２.その他参考となる事項	・通帳に記帳していただいていない明細が、月末時点で５０件以上あり、翌月２０日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。 ・貸越が発生している状態で一定の条件になった場合には、貸越金を即時にご返済いただく場合があります。